

女川原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	資料番号	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
1	2023/3/23	保-01	2	設置許可基準規則解釈第53条の改正により、格納容器ベントが53条設備に位置付けられたことから、53条設備としての格納容器ベントのLCOを設定する必要がないか説明すること。	-	-	今後回答	
2	2023/3/23	保-01	12	ベースケース解析において、原子炉ウェル注水の影響を考慮する必要があるか検討すること。	原子炉ウェル注水の影響を考慮した解析ケースを記載した。	保-01(改1)原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について_P41～44	今回回答	
3	2023/3/23	保-01	19	局所エリアの解析ケースにおいて、7日目以降の挙動についても、整理して説明すること。	局所エリアの7日目以降の挙動を確認するため、新たに解析を実施する。追加解析ケースについて今回は評価条件を提示し、評価結果は今後提示する。	保-01(改1)原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について_P24,25	今後回答	
4	2023/3/23	保-01	21	不確かさ評価において、網羅的に評価結果を示したうえで、現状の手順で対応できることを確認すること。	不確かさ評価において、代替循環冷却ケース及び原子炉格納容器ベントケースについて網羅的に確認を行うため、新たに解析を実施する。追加解析ケースについて今回は評価条件を提示し、評価結果は今後提示する。 また、オペフロの水素濃度上昇が大きい場合においても、現在の手順にてベント可能なことを確認している。	保-01(改1)原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について_P28～44,52	今後回答	
5	2023/3/23	保-01	29	「PARで処理しきれず」の記載により、ためらわず実施できるか整理すること。	当該記載はベント判断基準に至る経緯を詳細に記載したものである。原子炉建屋水素防護としてのベントは、PARの動作有無にかかわらず原子炉建屋地上3階(原子炉建屋原子炉棟内)の水素濃度が規定値まで上昇した場合に実施する手順を明確化しており、ためらわず実施できるものと考えている。	本コメントリストにて回答	今回回答	

女川原子力発電所原子炉施設保安規定 記載の適正化箇所

No.	資料番号	資料名	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
1	保-01 (改1)	原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について	51	判断者と操作者が分かれていてもためらわず格納容器ベントが実施できることについて、判断者と操作者が連携すること、それぞれが使用する手順書と同様の判断基準が定められていることを追記した。	2023/4/7	
2	保-01 (改1)	原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について	22	CRD補修室の場所をハッチとの関係含めて資料に追記した。	2023/4/7	
3	保-01 (改1)	原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について	14, 17, 29, 31, 37, 39, 41, 43	PARの作動値について、評価条件に追記した。	2023/4/7	
4	保-02	女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料	全体	許可整合資料を含むまとめ資料を提出する。	今後回答	4/7一部提出
5	保-01 (改1)	原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について	12, 13, 23, 26	既許可で説明済として省略していた、シナリオ選定の考え方や、局所エリアとしてCRD補修室が最も厳しくなる旨等について追記した。	2023/4/7	